

(事務連絡)

平成26年4月8日

指定居宅介護等事業者 管理者 様
指定京都市移動支援事業者 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(在宅福祉担当 222-4161)

平成26年度の訪問系サービス（移動支援を含む。）における報酬改定等について

日頃は、本市の障害保健福祉行政の推進に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、国におきましては、平成26年4月サービス提供分から、消費税の増税率の引上げに係る影響分を考慮し、障害福祉サービスに係る介護報酬に関しても増額改定等が実施されますが、これに伴い、本市の移動支援事業につきましても、報酬の増額改定を行います。

つきましては、下記のとおり、訪問系サービス（移動支援を含む。）に関する報酬改定等の概要についてお知らせいたします。

記

1 障害福祉サービス（介護給付費等）における報酬改定等 **別紙1**参照

(1) 訪問系サービス（居宅介護等の介護給付費）における報酬改定等の概要

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）に関係する主な改定内容は次のとおりです。

ア 基本報酬単位数への上乗せ

人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに消費税率引上げ分を乗ずることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

イ 加算の取扱い

基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、当該加算に係る直接の上乗せ対応は行われません。

これ以外の加算の消費税率引上げに係る対応については、加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される等の理由により、基本報酬単位数への上乗せに当たって、当該加算に係る消費税負担分も勘案して算定を行うことで対応するため、直接の上乗せ対応は行われません。

障害福祉サービス等報酬全体の平均上乗せ率 0.69%

(2) 単位数サービスコード等

厚生労働省ホームページに掲載されていますので、各事業所におかれましても厚生労働省ホームページを御確認ください。

①単位数サービスコード

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/houshusantei_2604.html

②インターフェース仕様書

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/interface_2604.html

③障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/setsumeikai.html>

(3) 増額改定に伴う利用者負担への対応

報酬改定分は、これまでと同様に総費用額に計上されることとなります。このため、「利用者負担のある方で、総費用額の1割相当額が利用者負担上限月額よりも低い場合」に利用者負担額が増えることとなりますので、利用者への事前の説明をよろしくお願いいたします。

なお、利用者負担上限月額は、従来のとおり変更はありませんので申し添えます。

2 本市の移動支援事業における報酬改定

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **別紙2**参照

障害福祉サービス（介護給付費等）の報酬について増額改定が行われたことを踏まえ、本市の移動支援事業についても増額改定を行います。

改定内容としては、移動支援（身体介護を伴う・伴わない）の個別支援型、グループ支援型、セミヘルパー型、放課後支援型及び通学支援型のいずれにおいても、現行の基本報酬単位に対し、国の居宅介護の改定率を採用した増額改定とします。また、加算の新設や廃止、単位数の改定はありませんので申し添えます。

また、増額改定後の報酬単価は、平成26年4月サービス提供分から適用することとなります。